枚方市国民健康保険
「医療費一部負担金減免制度」について

国民健康保険法第 44 条に基づき、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、次の基準で、医療費の一部負担金の免除等を受けることができる場合があります。保険年金課【②窓口】でご相談ください。

≪減免等の要件≫

① 災害（震災、風水害、火災等）により、次のいずれかに該当する場合
・世帯主等が死亡し、又は障がい者となること
・居住する家屋の全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼
火災による水損又は床上浸水

② 事業の休廃止・失業、世帯主の死亡・入院・傷病等により著しく収入が減少し、支払いが困難な場合で、活用する資産・預貯金（生活費を除く）がないこと。

※収入の減少の認定基準・・・次のいずれにも該当する世帯が対象
・世帯の収入の合計額が、生活保護法で定める最低生活費に、国が定めた係数を乗じて得た額（基準額）以下であること。
・世帯の預貯金の合計額が、上記基準額の３ヵ月分以下であること。

≪適用について≫

申請日の属する月から適用

≪減免期間≫

減額・免除の期間は３ヵ月で、やむを得ない場合の更新（１回限り）を含み６ヵ月を限度としています。

≪申請方法≫

次の書類を添えて保険年金課へ申請してください。
① 一部負担金免除申請書　②家族及び収入状況調　③医師の意見書
（※減免を受ける医療機関ごとに必要）　④金融機関の通帳等の写し
⑤災害の場合には「罹災証明書」等　⑥その他必要と認められる書類
＊①～③の書類（様式）は、保険年金課にて配布。①、②については枚方市ホームページからダウンロードが可能です。

≪枚方市規則第 20 号「枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則」≫

枚方市保険年金課　給付係
（直通電話）０７２－８４１－１４０３
（代表電話）０７２－８４１－１２２１
内線　３９８０
（ＦＡＸ）　０７２－８４１－３７１６